

国内経済要録

◇ニューヨーク連邦準備銀行との間のスワップ取決め締結

本行は、10月29日、ニューヨーク連邦準備銀行との間に、スタンダバイ形式で極度額150百万ドル(約540億円)の円・ドル・スワップ取決めを締結した。

このスワップ取決めは、ニューヨーク連銀が、これまで主要10か国中央銀行および国際決済銀行との間に結んできたのと同じ双務的な金融取決めであり、これらスワップ取決めが国際通貨協力の面で果たしつつある役割にかんがみ、今般本行は同行と本取決めを締結することとなつたものである。

◇政府の下期中小企業金融対策

政府は、10月18日、年末を中心とした下期中小企業金融対策を、次のとおり決定した。

(1) 国民公庫など政府中小金融3機関に対し、資金運用部より、長期160億円、短期140億円、計300億円を融資する。融資時期はおおむね11～12月(長期分は一部第4四半期にずれる)、返済期限は長期5年以内、短期については90億円は年度内、残余は年度越し(11ヶ月以内)。

(2) 運用部資金において市中保有金融債250億円を買入れる。買入日は12月5日、売戻しは明年4月下旬の予定。買入先は、都銀(80億円)、地銀(75億円)、相

銀(50億円)、信金(45億円)。

なお、上記対策は、総額550億円と前年(600億円)をやや下回っているが、回収を差し引いた下期中純増額では、前年の95億円に対し、本年は420億円となつており、きわめて大規模な対策といえる。

◇貿易外取引の一部自由化

大蔵省は、わが国のO E C D(経済協力開発機構)加盟に伴って必要となる為替自由化体制をととのえるため、「貿易外取引の管理に関する省令」と「外貨証券、在外不動産等の管理に関する省令」を廃止し、新たに「貿易外取引の管理に関する省令」を制定し、11月20日から実施することとなった。

今回の措置は、O E C D自由化規約の各項目のうち、わが国が留保しなかった項目で、これまで自由化されていなかったものを自由化するもので、その主要内容は次のとおりである。

- (1) 期間1年以上の用船契約(原油、重油、石炭、鉄鉱石を除く)の自由化。
- (2) 各種雑送金などについて、大蔵大臣の許可事項を極力縮小し、本行または外国為替公認銀行の許可、承認で済むようにする。
- (3) 外国為替公認銀行限りでの対外送金承認限度を引き上げ、または撤廃する。
- (4) 従来全面的に禁止していた非居住者預金勘定の外貨送金を、年末残高の5分の1、または2千ドルのいずれか大きい金額に限って、外国為替公認銀行の承認をうけて送金できることとする。